

身体的拘束等の適正化のための指針

株式会社 令花

1. 身体的拘束の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の意思にかかわらず身体的、物理的な自由を奪い、利用者の権力、権利を奪うことになりかねない行為である。当社では利用者の尊厳と主体性を尊重するために、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束を実施しない。

2. 身体的拘束の定義

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」である。
身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為には次のような行為が挙げられている。しかし、これらはあくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要である。

- ①徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ②転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐等で縛る
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらない
ように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり立ち上がりしたりしないように、Y字型抑制
帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する

3. 身体的拘束等適正化委員会、その他事業所内の組織に関する事項

(1) 身体的拘束等適正化委員会

身体的拘束等の適正化のための対策を検討するため、「身体的拘束等適正委員会」を設置する。

(2) 身体的拘束等適正化委員会の構成委員

身体的拘束等適正化委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。

(3) 身体的拘束等適正化委員会の開催

身体的拘束等適正化委員会を3ヵ月に1回開催し、その結果について職員へ周知徹底を図る。

(4) 身体的拘束等適正化委員会の検討事項

身体的拘束等適正化委員会は、次のような事項について検討する事とする。

- ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること

- イ 職員は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともにアの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- ウ イにより方向された事例を集計し分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- オ 適正化策を講じた後にその効果について評価すること。
- カ 身体拘束を行っている入居者がいる場合や身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件の確認と解除の是正等
- キ 緊急やむを得ず身体拘束が必要であるという判断をした場合、本人、家族、関係者、関係機関との意見調整の進め方、身体拘束開始日・解除予定日等

4. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する事項

- (1) 身体的拘束等の適正化のための職員研修を年2回実施する。
- (2) 新規採用時に身体的拘束等の適正化のための職員研修を実施する。

5. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や入居者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、身体的拘束等適正化委員会へ報告する。

6. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
緊急やむを得ない理由については、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たすことについて、その具体的な内容を記録すること。

切 迫 性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと	「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで本人等の生命または身体が危険にさらされている可能性が高いことを確認する必要がある。
非 代 替 性	身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと	・「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを組織で確認する必要がある。 ・拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最

		<p>も制限の少ない方法により行わなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体拘束を行わない方法について事前に研修などで検討したり、外部の有識者等からの助言を得たりすることも有用である。代替方法を考えるスキルを事業所全体で高めあうことが重要となる。 ・介護に関する専門的知識を有していないことが多い家族が介護を担うことが多い在宅においては、専門職であれば可能な代替方法であっても家族には実施できない場合があることに留意したうえで、家族でも可能な代替方法について提案または助言することが重要となる。また、家族による介護の限界にも留意し、状況に応じて介護サービスの追加または変更について提案または助言することも必要である。
一時性	身体的拘束が一時的なものであること	「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関がいるでも閲覧できるようにする。

8. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な事項

身体的拘束等の適正化の推進を適切に実施するための担当者を置く。

担当者は事業所管理者とする。

付則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。